

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局人権室施策・統括担当 (06-6208-7353)
処分担当名	市民局人権室施策・統括担当(指定管理者)
処分の名称	大阪市立人権文化センターの使用許可
概要	人権文化センターの使用については、原則として一般利用に供する部屋を対象に使用申し込みを行い、指定管理者の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立人権文化センター条例第6条(昭和45年3月31日条例第18号)
審査基準	<p>申請者が許可を受けるには、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 公安又は風俗を害するおそれがないこと</p> <p>○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般道徳観念をいいます。</p> <p>○次の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 <p>(2) 営利を目的としないこと</p> <p>○「営利」とは、個人又は団体等が自らの利益を得ることを目的とするものを指します。</p> <p>○次の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的として入場料の徴収、物品の販売等を行う場合 <p>(3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと</p> <p>○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な取扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備及び映写設備等を損傷する場合 ・旗ざおなどを振り回して壁、照明器具などを損傷する場合 ・その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 <p>(4) 管理上支障がないと認められること</p> <p>○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理を行う上での支障をいいます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険のある場合 ・多数の申請者の利用を調整するためその結果(抽選、先着順)として許可できない場合 ・人権文化センターが事業等に使用することを予定している場合 ・その他、管理上支障がある場合 <p>(5) その他不相当と認められる事由がないこと</p> <p>上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不相当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	1日以内
経由日数	
提出先	利用を予定している大阪市立人権文化センター
提出時期	施設利用期日の3月前から当日まで
提出方法	大阪市立人権文化センター使用申込書を、利用を予定している大阪市立人権文化センターへ提出してください。
手数料	無料。使用料については、使用室毎に異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	利用を予定している大阪市立人権文化センター
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/shimin/shisetu/02/index.html
備考	